

(募集要領)

クリエイティブ企業誘致専任員を募集します

静岡県は、人口減少対策として若者や女性から希望がある ICT・サービス関連企業を誘致するため、県東京事務所へ「クリエイティブ企業誘致専任員」を設置し、首都圏における企業訪問活動に取り組んでいます。本県の取組における重要な位置づけとして期待されるところであり、下記のとおり、募集いたします。

1 求人の概要

区 分	内 容
募集する役職・人員	「クリエイティブ企業誘致専任員」 1名
身 分	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員
任 期	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで ※ 職場・業務の状況及び人事評価により、再度任用可能性があります。
職 務 内 容	<ul style="list-style-type: none">・若者や女性から希望がある ICT・サービス関連企業に対し企業誘致を行う。・事前に作成されたリストを基に、本県への進出意欲の高い企業を訪問し、意向等を確認するほか、県の支援制度等の説明を行う。・企業訪問については、東京事務所の行政職員と 2 人 1 組で行う。・東京事務所や県庁関係課等と企業誘致に関する連絡調整等を行う。
求める知識・経験等	<p>○必要とする経験</p> <ul style="list-style-type: none">・営業の経験や官公庁で働いた経験（又はその他類する知識・経験）があると望ましいが、必須条件ではない・ICT・サービス関連企業に係る知識・経験（又はその他類する知識・経験）があると望ましいが、必須条件ではない・パソコン（ワード・エクセル程度）の一般的操作が可能なこと <p>○求める人物像</p> <ul style="list-style-type: none">・企業誘致を促進する目的をよく理解し、明るく能動的に仕事に取り組み、かつ、礼儀正しく、清潔感がある者・他の職員や訪問企業とコミュニケーションがとれ、的確な業務遂行を図ることができる能力・経験を有する者 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none">・地方公務員法第 16 条（欠格条項）各号のいずれにも該当しない者
必要な資格	特になし
勤 務 場 所	東京都千代田区平河町 2 - 6 - 3 都道府県会館 13 階 静岡県東京事務所 内
勤 務 形 態	週 29 時間（勤務例 9 時～17 時 15 分×4 日 など）
勤 務 日	原則 月曜日から金曜日勤務（土・日、祝祭日、年末年始を除く）
休 暇 等	静岡県人事委員会規則に基づき付与
給 与 等	時給 2,268 円、期末手当 99,447 円（6 月期）331,490 円（12 月期） 費用弁償（通勤手当、旅費）
社 会 保 険 等	雇用保険、健康保険、厚生年金に加入

2 応募方法

(1) 募集期間

令和7年2月10日（月）から令和7年2月21日（金）まで

(2) 応募手続

以下の書類を電子申請システムを通じて提出願います。

① ハローワークの紹介状

② 履歴書

市販の履歴書又はこれに準ずるものに、氏名、住所、生年月日、略歴、資格等記載してください。また、上半身の写真（縦4cm 横3cm）を貼付してください。

③ 職務経歴書

これまでの職務経歴を記載願います。

④ 自己アピール書（A4、縦型、横書き）

応募の動機、経歴、実績等のアピール文を400字程度で作成してください

※応募の際に記載された個人情報は、選考及び連絡の目的のみに使用します。

(3) 留意事項

応募者が一定数になり次第、締め切らせてもらうことがあります。

(4) 応募提出先

静岡県知事直轄組織政策推進局総合政策課 担当 荒武

電子申請システム URL（インターネット側 PC 用）

https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=14947

（QRコード）



3 選考の予定等

項目	時期	備考
第一次選考	令和7年2月下旬	応募時に提出された書類により行います。応募者全員に選考結果を通知します。
第二次選考	令和7年3月13日（木） 又は3月14日（金）予定	面接選考。東京都内で実施。試験会場までの旅費は自己負担。
採用決定	令和7年3月下旬	面接受験者全員に、採用有無を通知します。
任用手続	令和7年3月下旬	
任命	令和7年4月1日	出勤は令和7年4月1日以降です。

4 問い合わせ先

静岡県知事直轄組織政策推進局総合政策課 担当 荒武

郵便番号 420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-3774

FAX 054-221-2750

E-MAIL kigyoyuuchi2025@pref.shizuoka.lg.jp

<参考資料>

対象企業である ICT・サービス関連企業とは、以下の業種を指す。

区 分	業 種
情報通信	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、出版業、映像情報制作・配給業 など
学術研究、専門・技術サービス業	広告業、経営コンサルタント業、税理士事務所、デザイン業、商品・非破壊検査業、機械設計業 など
職業紹介・労働者派遣業	職業紹介業、労働者派遣業

※区分は日本標準産業分類（総務省）を参照